

あなたも  
わたしも  
いごちのいい学校

# 日野小学校だより

令和6年度  
須坂市立日野小学校  
R7.2.13  
No.13

## 感謝の気持ちを伝えよう！「収穫祭」

1月28日(火)に5年生が栽培したもち米で、収穫祭が行われました。田植えから脱穀まで、すべて指導して下さった「いずみの会」の皆さんをお招きして、お礼の会も行われました。児童代表からお礼の言葉とつきたてのお餅が贈られました。当日は、たくさんの保護者ボランティアの方々もお手伝いいただき、ありがとうございました。



いずみの会会長さんからは、「良い経験をしました。これからもお米作りと一緒にやりましょう」と、声をかけていただきました。



児童がつきたてのお餅を渡して、感謝の気持ちを伝えました。



5年生が企画したお礼の会

## 職員も連携！「園小接続」



日野保育園の先生方と今年度の幼年教育の振り返りをしました。園小接続の大事な柱の一つとして、こうした職員研修を大事にしてきました。

## 体力向上！「日野っ子サーキット」

冬の運動不足解消に、場の工夫をして全校で運動をしています。跳び箱、平均台、羽根つきなど様々な種目を体験できます。



体育館、音楽室、コンテナ室前の空きスペースなどの場を有効利用しています。

# お願いとお知らせ

## 1 重要 学校-保護者間連絡ツール「tetoru(テトル)」の導入について

須坂市の小・中・支援学校では、在籍する児童・生徒・保護者の皆様と学校との連絡ツールとして「tetoru(テトル)」を導入することといたしました。

2月の参観日の学級懇談会で登録用紙を担任から配布しますので、よろしくお祈いします。3月に入ってからテスト配信をさせていただきます。本格的な運用は令和7年度4月からとなります。それまでは、現在使用しているオクレンジャーを使いますのでよろしくお祈いします。

※現在利用している「オクレンジャー」は3月末で終了し、4月以降は使用しません。

### (1) tetoru について

サービス名 tetoru(テトル)※提供元は株式会社Claasi社で、教育機関のみ無料で使用できます。

tetoru でできること

- ① 連絡メール配信機能:学校からの連絡や文書を受け取ることができます。  
(PDF ファイルの添付が可能となりました。文書を PDF ファイルでお届けすることがあります。)
- ② 欠席連絡:保護者から学校へ児童・生徒の欠席・遅刻・早退の連絡ができます。(ただし、スマートフォンへの専用アプリのインストールが必要です。)

### (2) 導入にあたっての注意事項

○児童のスマートフォンには、専用アプリのインストール及び登録は行わないでください。児童が保護者の知らないところで、欠席連絡をすることを防止するためです。

### (3) tetoru アプリの導入と登録手順

①2月の参観日に登録用紙を全児童に配付します。「○年○番○○さん用 連絡アプリ tetoru のご利用登録への案内」

②登録用紙の案内に従い、スマートフォンへの専用アプリのインストールとアカウント登録をお願いいたします。登録期間が過ぎると登録用紙が無効になってしまいますので、ご注意ください。

※「なりすまし」を防ぐため、1枚の登録用紙で登録できる保護者は1名です。児童1人に対して複数の保護者を登録したい場合は、「保護者を招待する」ことで追加登録できます。

### (4) その他

①以下のアドレスをご利用する場合、登録ができない場合があります。その場合は、Google や Yahoo のフリーメールを取得し、登録をお願いします。

※登録ができない場合があるアドレス 「○○○○@icloud.com」「○○○○@docomo.ne.jp」

②スマートフォンをお持ちでない場合は、tetoru アプリをご利用いただくことはできません。ただし、「Web 版 tetoru」を利用することで、学校からの連絡メールを受信することはできます。

③登録にあたってご不明な点がありましたら、参観日に配布する登録用紙に記載の「tetoru ヘルプセンター」をご確認いただくようになります。

④ご都合により、学級懇談会に参加できなかった場合は、後日お配りします。

## 2 令和7年度の日野小学校児童数に係る異動調査のお願いについて(2回目)

来年度の学級編制に関わって児童数を確認するための調査です。今回は、紙ベースで配布させていただきました。現時点から令和7年度における転校を伴う転居の可能性の有無についてご回答いただきます。1年生から5年生の保護者の皆様を対象です。2月20日(木)までに担任へご提出ください。ご協力をお願いします。3月にもう一度実施予定です。

## 3 子どもの学習・生活支援事業について

経済的に苦しいご家庭の児童生徒の学習支援を目的に、家庭教師や通塾の費用を公費で負担する事業があります。対象は、生活保護世帯、生活困窮世帯、またはそれに準ずる支援が必要と認められる世帯です。詳しくは、右の QR コードをご覧ください。

